

○国東市公式YouTubeチャンネル運用基準

令和2年9月25日

告示第124号

改正 令和3年3月31日告示第57号

(目的)

第1条 この告示は、国東市(以下「本市」という。)の事業や取り組み、イベント等市政における様々な情報を動画共有サービスで発信し、市内外に本市の魅力PR、市政への理解に資することを目的として、本市の公式YouTubeチャンネル(以下「公式チャンネル」という。)の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

2 公式チャンネルを利用する者(以下「利用者」という。)は、本運用基準に同意したものとみなす。

(用語の定義)

第2条 この告示において、用語の意義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) YouTube(ユーチューブ) インターネット上の動画共有サービス
- (2) アカウント YouTubeを設置・運営するために取得した権利及びユーザー名
- (3) 公式チャンネル 本市がYouTube上に設置する投稿した動画の再生リスト
- (4) チャンネル登録機能 チャンネル(「国東市公式チャンネル」など)をお気に入りとして登録することができる機能
- (5) コメント機能 投稿した動画に対して利用者の意見を書き込むことができる機能

(公式チャンネルに関する基本情報及び運用方法)

第3条 公式チャンネルに関する基本情報は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) アカウント名は「国東市」、チャンネル名は「国東市公式チャンネル」とする。
 - (2) URLは「<https://www.youtube.com/c/国東市ch/>」とする。
- 2 公式チャンネルの適切かつ円滑な運営を図るため、運用管理者を置き、政策企画課長をもって充てる。
- 3 公式チャンネルの管理並びに動画の投稿及び更新(以下「動画の投稿等」という。)は政策企画課広報係が行う。
- 4 動画の投稿等は不定期に行うものとし、原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く午前8時30分から午後5時の間に行うものとする。ただし、緊急時など運用管理者の認めるときはこの限りではない。

(令3告示57・一部改正)

(国東市公式ホームページとの関連性)

第4条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式チャン

ネルのアカウント名及びURLを、国東市公式ホームページ(以下「本市ホームページ」という。)内に掲載する。

- 2 公式チャンネルに投稿される動画は、利用者の利便性向上のため、原則として本市ホームページに動画を埋め込み、掲載するものとする。

(発信する主な内容)

第5条 公式チャンネルで発信する主な内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の魅力を発信する市政情報等に関する動画
- (2) 本市が制作し、ケーブルテレビ等で放送した市広報番組
- (3) その他適当と認められる動画

(個人情報に関する取り扱い)

第6条 公式チャンネルの運用上取得した個人情報については、国東市個人情報保護条例(平成18年国東市条例第12号)に基づき適切に取り扱う。

(知的財産権)

第7条 公式チャンネル掲載情報に係る著作権、商標権等の知的財産権は、本市又は原作者等に帰属するものとし、無断で複製又は転用はできないものとする。ただし、本市が投稿した動画へのリンクや、共有機能の利用についてはこの限りではない。

(チャンネル登録機能、コメント機能の使用制限)

第8条 公式チャンネルは、情報提供の手段として運用を行うため、原則として本市が発信する情報のみを掲載し、本市以外のチャンネルへのチャンネル登録機能及びコメント機能は使用しないものとする。

- 2 公式チャンネルに対するコメントへの返信コメントは行わない。ただし、公式チャンネル運用の目的に照らして運用管理者が特に必要と認めるものはこの限りではない。

- 3 掲載している情報への問合せ等は本市ホームページ内のお問合せ入力フォームから受け付ける。

(禁止事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。利用者による投稿内容について運用管理者がいずれかの行為に該当すると判断した場合は、事前の通告なしにその全部又は一部を削除することができるものとする。

- (1) 他の利用者又は第三者に住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定、開示、漏洩する等のプライバシーを著しく侵害する行為
- (2) 本市、利用者本人又は第三者の権利を侵害する行為(知的財産権の侵害等)
- (3) 特定の利用者や個人、企業、団体等を誹謗又は中傷する行為
- (4) 法令若しくは公の秩序又は善良の風俗に反する行為
- (5) 営利を目的とした行為(営業・販売行為等)

- (6) 政治又は宗教活動を目的とした行為
- (7) 虚偽や事実と異なる情報を掲載する行為
- (8) 前各号に掲げるもののほか、運営管理者が合理的理由により不適切と判断する行為

(免責)

第10条 公式チャンネルに投稿する内容及び利用者が公式チャンネルを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等について保証するものではない。

- 2 動画中に表示される企業広告については、本市とは一切関係のないものであり、広告によるいかなる理由での損害について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 3 利用者が他の利用者又は第三者との間に生じたトラブル等について、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 4 公式チャンネルはGoogle LLCのシステムにより運用されているため、同社のシステム運用状況や、同社又は第三者から提供されているソフトウェア等の機能、利用方法、技術的な質問等には関与しないものとする。
- 5 本市は、利用者の承諾を得ることなく、この運用基準の変更や見直し、中止等を行う場合がある。
- 6 前各項に掲げるもののほか、公式チャンネルに関連する事項に起因し、又は関連して生じた損害に対して本市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この運用基準に関して必要な事項は、運営管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第57号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。